

広島県告示第五百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
医療法人秋本外科クリニック	広島市南区東本浦町五―二二	医療法人秋本外科クリニック	医療法人秋本外科クリニック	広島市南区東本浦町五―二二	平成一八年五月三日
医療法人社団慈杏会	東広島市西条町西条東一二八三―二	医療法人社団慈杏会土肥整形外科病院	医療法人社団慈杏会土肥整形外科病院	東広島市西条町西条東一二八三―二	平成一八年七月三日
医療法人三宅会	福山市東町一丁目二―五	医療法人三宅会三宅整形外科病院	医療法人三宅会三宅整形外科病院	福山市東町一丁目二―五	平成一八年七月三日